

## 国土交通省の指示事項とトヨタ自動車(株)の主な改善事項

国土交通省の指示事項	トヨタ自動車(株)の主な改善事項
<p>1. 安全上重要な案件については、リコール不要と判断した場合でも、その後の市場監視を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リコール不要と判断したものをリストにより管理し、毎月部長、室長がチェック（平成18年4月～）</li> <li>・リコール不要と判断したものをTQ-NET（総合品質情報システム）に入力し、同種不具合情報を受け付けた時点で、即時に警告が発せられるようTQ-NETを改善（平成18年10月～）</li> </ul>
<p>2. リコール関連部署及び設計関連部署等において、情報の共有化を図るなど関連部署間で連携を強化すること。特に、以下の点については重点的に取り組むこと。</p> <p>(1) 不具合の再発時に迅速に対応するためにも、過去に行った車両品質に関する検討結果については、当該型式の車両が存在する限り、保管し、関係部署で共有すること。</p> <p>(2) お客様情報等の情報のうち、車両品質に係る可能性があるものについては、直ちにリコール担当部署に情報を提供するなど、社内の情報の共有化を促進すること。また、併せて、市場技術速報の早期発行について、販売店等に指導の徹底を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計関連部署で設計変更を行ったもののうち、重要なものについては、リコール担当部署が主催するリコール検討会で、リコールの要否の判定をする（平成18年10月～）</li> <li>・車両品質に関する不具合情報の保存期間を5年から10年に延長（平成18年3月～）</li> <li>・リコール検討会の検討結果の保存期間を10年から20年に延長（平成18年8月～）</li> <li>・お客様情報のうち車両品質に関するものについては、TQ-NETに登録をする（平成17年4月～）</li> <li>・また、お客様情報の正確性を確保する観点から、受付後、登録されている内容を再確認するプロセスを追加（平成18年8月）し、この作業が確実に実施されるようTQ-NETを改善（平成18年10月～）</li> <li>・市場技術速報発行の促進を全国の販売店に再徹底（平成18年6月～8月）</li> </ul>